

報道機関各位

都市計画課建築係

タイトル 空家活用支援事業・古民家再生促進支援事業補助金の受付開始について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	空家活用支援事業・古民家再生促進支援事業補助金の受付開始について
日時	受付期間：令和3年4月19日から令和3年12月24日まで (ただし、予算額に達し次第終了。)
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと） 空家活用や古民家再生を促進するため、令和3年4月19日から、空家活用支援事業補助金、古民家再生促進支援事業補助金の受付を開始します。 支援制度を活用して、空家・古民家の活用を進めましょう。	
問い合わせ先	部課係名：建設部都市計画課建築係 担当者名：内波 電話：0791-43-6827（直通） FAX：0791-43-6974

添付資料（・無）ホームページへの掲載（・無）

空家改修を支援します

赤穂市空家活用支援事業補助金について

(市街化区域の場合)



© 兵庫県 2019

【問い合わせ・申請先】

赤穂市建設部都市計画課建築係

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

電話 0791-43-6827 FAX 0791-43-6974

→ 補助制度の概要

赤穂市では、空家の活用を図り、定住や地域活性化を促進するため、市内の一戸建て住宅の空家を改修し、住宅、事業所、または地域交流拠点として活用しようとする方に、補助金を交付します。

□対象建築物：一戸建て住宅の空家

□対象経費：空家の機能回復または設備改善に必要な工事費

(兵庫県の空き家活用支援事業補助金の対象となるものに限ります。)

□補助金額	住宅型 一般タイプ (空家を住宅として活用する方)	最大 100 万円
	住宅型 若年・子育て支援タイプ (空家を住宅として活用する方)	最大 150 万円
	事業所型 (空家を事業所として活用する方)	最大 150 万円
	地域交流拠点型 (空家を地域交流拠点として活用する方)	最大 500 万円

* 市街化調整区域に建つ空家は、県からの補助金となります。申請窓口は市の都市計画課です。

* 工事契約前に申請手続が必要ですので、事前にご相談ください。

→ 補助金額等について

次の表の補助区分、補助対象者ごとに、補助対象経費の額に応じた補助金額を交付します。

補助区分		補助対象者	補助対象経費	補助金額
住宅型	一般タイプ	空家を住宅として10年以上活用するために改修する方	100万円以上150万円未満	40万円
			150万円以上200万円未満	60万円
			200万円以上250万円未満	75万円
			250万円以上300万円未満	90万円
			300万円以上	100万円
	若年・子育て支援タイプ	空家を取得し、自己居住用の住宅として10年以上活用するために改修する若年世帯または子育て世帯	100万円以上150万円未満	60万円
			150万円以上200万円未満	85万円
			200万円以上250万円未満	110万円
			250万円以上300万円未満	135万円
			300万円以上	150万円
事業所型	空家を事業所として10年以上活用するために改修する方	150万円以上200万円未満	60万円	
		200万円以上250万円未満	75万円	
		250万円以上300万円未満	90万円	
		300万円以上350万円未満	110万円	
		350万円以上400万円未満	125万円	
		400万円以上450万円未満	140万円	
		450万円以上	150万円	
地域交流拠点型	空家を地域交流拠点として10年以上活用するために改修する地域団体等	100万円以上200万円未満	75万円	
		200万円以上400万円未満	150万円	
		400万円以上600万円未満	250万円	
		600万円以上800万円未満	350万円	
		800万円以上1,000万円未満	450万円	
		1,000万円以上	500万円	

- * 補助対象経費は、空家の機能回復または設備改善に必要な工事費で、兵庫県空き家活用支援事業の対象となるものに限ります。
- * 若年世帯…交付申請時において、夫婦（婚約及び内縁関係を含む。）の合計年齢が80歳未満の世帯
- * 子育て世帯…交付申請時において、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）または妊娠している者が同居している世帯
- * 事業所…店舗、旅館、事務所または工場等の物品の販売・生産またはサービスの提供等が継続的に行われる建築物、建築物の一部または用途不可分な2以上の建築物
- * 地域交流拠点…地域活動・交流の拠点または宿泊体験施設等の地域活性化に資する用途に供する施設
- * 地域団体等…自治会、まちづくり協議会その他これらに類する地域を基盤として活動する団体

→ 補助金交付の要件

① 対象者の要件

次のいずれかに該当する方は、補助金を申請できません。

- (1) 住宅型、事業所型、地域交流拠点型の補助区分において重複して補助金の交付を受けようとする方
- (2) 国、県または市から他に補助金等（耐震診断または耐震改修の実施のための補助金等を除く。）を受ける方
※ 補助対象工事にかかる部分について、グリーン住宅ポイントの発行申請はできません。
- (3) 不動産の売買または賃貸を業とする方
- (4) 市税を滞納している方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する方
- (6) その他市長が不相当と認める方

② 空家の要件

補助金の交付の対象となる空家は、次の各号のすべての要件に該当するものです。

ただし、国または市の空き家情報バンクに登録している住宅については、(1)は適用しません。

- (1) 交付申請時において、空家である期間が6ヵ月以上であること。
- (2) 市街化区域にあること。
- (3) 建築後20年以上経過したものであること。
- (4) 台所、浴室または便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること。
- (5) 昭和56年5月31日以前に着工された空家の場合は、一定の耐震性（※）を確保するものであること。
- (6) 住宅所有者以外が改修を行う空家の場合は、10年以上の賃借期間の確保、改修に対する住宅所有者の同意、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権の放棄を明確にすること。



© 兵庫県 2019

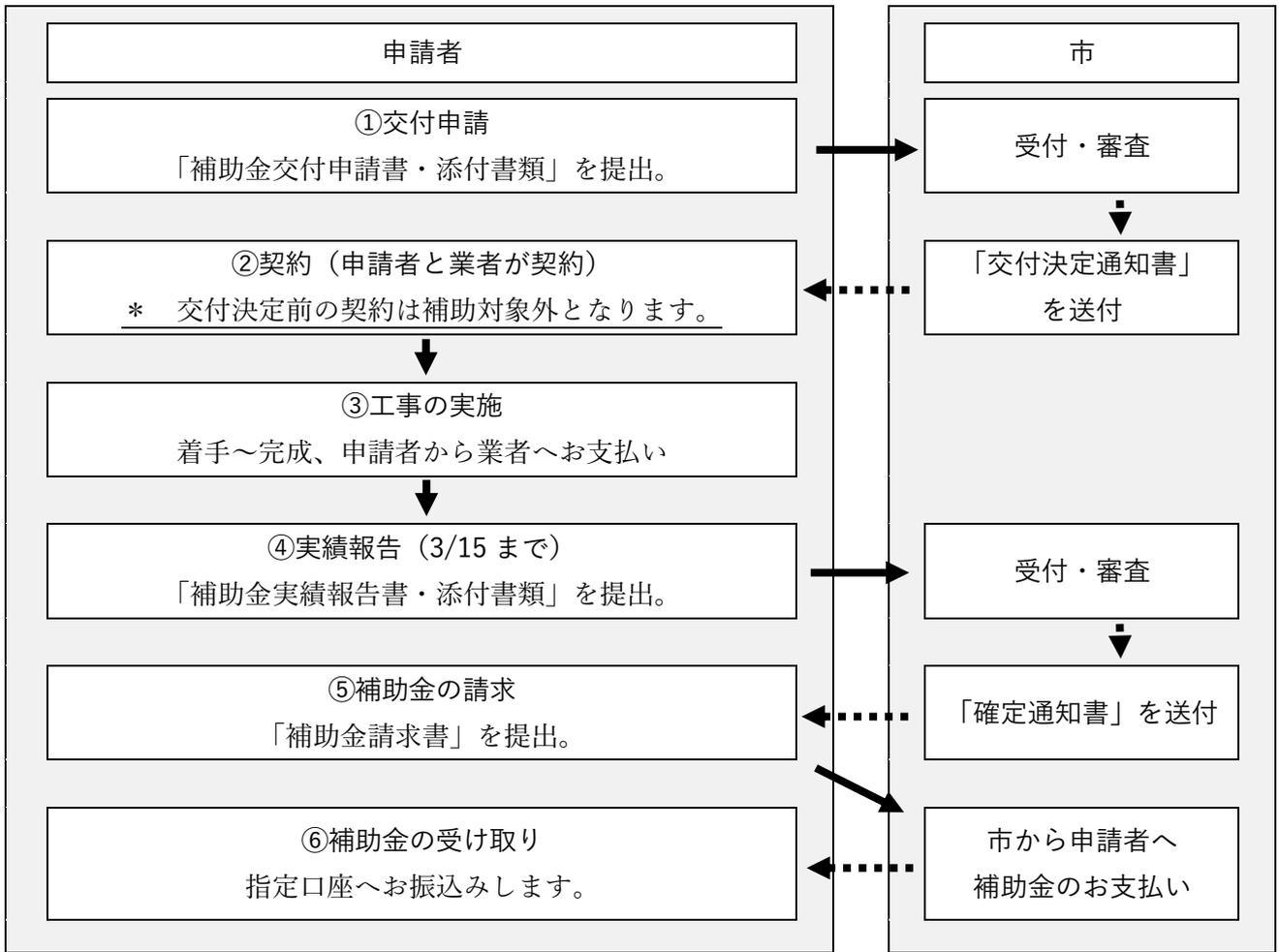
※ 一定の耐震性とは、改修後において下表の耐震基準を満たすものとして、建築士の確認を受けたもの、またはその他の措置により改修建築物の居住者又は利用者等の安全が確保されるものをいいます。

耐震診断区分		構造区分	耐震基準	
			自己居住の場合	左記以外の場合
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が0.7以上	上部構造評点が1.0以上
(2)	市が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が0.7以上	総合評点が1.0以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標(Is)が0.3以上	構造耐震指標(Is)が0.6以上
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」(2011年版)による耐震診断	鉄筋コンクリート造		構造耐震指標(Is)を構造耐震判定指標(Iso)で除した値が1.0以上
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」(2009年版)による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造		
(6)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。	
(7)	上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記(1)から(6)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。	

□ 改修しようとする空家が次のいずれかに該当するときは、補助対象外です。

- (1) 土砂災害特別警戒区域にあるもの
- (2) 地すべり防止区域にあるもの
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域にあるもの
- (4) 災害危険区域にあるもの
- (5) 津波災害特別警戒区域にあるもの
- (6) 建築基準法、都市計画法、旅館業法、農地法その他の法令に適合していないものまたは改修後において適合する見込みがないもの
- (7) その他市長が不相当と認めるもの

→ 補助金交付までの流れ



- * 交付決定後に事業内容の変更がある場合は、別途変更手続等が必要となります。
- * この補助金の交付を受けた場合は、当該事業完了後10年間、事業完了の翌年度と翌年度から3年ごとに、空家の活用状況について市へ報告する必要があります。



© 兵庫県 2019

→ 提出書類一覧

① 交付申請

- 空家活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 実施計画書（様式第2号、様式第3号、様式第4号または様式第5号）
- 事業費内訳書（様式第6号）
- 工事費の見積書の写し
- 建物図面等（付近案内図、配置図、平面図（改修前後）、その他改修内容が確認できる図面）
- 土地・建物の登記事項証明書（空家が未登記の場合は、固定資産税課税台帳記載事項証明書）
- 台所、浴室及び便所の設備の設置年が確認できる書類
- 耐震性能確認書（様式第7号、昭和56年5月31日以前に着工された空家の場合に限る。）
- 空家の外観及び改修予定箇所の現況写真
- 申請者の市税納税証明書
- 誓約書（様式第8号）
- 承諾書（様式第9号、空家所有者以外の者が申請する場合に限る。）
- 賃貸借契約書の写し（空家を賃貸または賃借して活用する場合に限る。）
- 入居予定世帯の住民票の写し（住宅型（若年・子育て支援タイプ）を申請する場合に限る。）
- 地域団体等の登記事項証明書、定款または約款（地域交流拠点型を申請する場合に限る。）
- その他市長が必要と認める書類

② 実績報告

- 空家活用支援事業補助金実績報告書（様式第13号）
- 実施報告書（様式第14号、様式第15号、様式第16号、または様式第17号）
- 工事請負契約書及び領収書の写し
- 工事写真
- 賃貸契約書の写し（空家を賃貸または賃借して活用する場合において、交付申請時に未提出のときに限る。）
- 耐震改修工事実施確認書（様式第18号、昭和56年5月31日以前に着工された空家のうち、改修前において、耐震基準を満たしていないものを改修した場合に限る。）
- 事例等掲載意向確認書（様式第19号）
- その他市長が必要と認める書類
- 空家活用支援事業補助金請求書（様式第21号）



© 兵庫県 2019

赤穂市古民家再生促進支援事業補助金について

○空家となった古民家の再生を支援します

既存ストックの有効活用、伝統的木造建築技術の維持・継承、美しいまちなみ景観の形成・保全及び地域の活性化を目的に、古民家の改修費に対して補助金を交付し、古民家再生を支援します。

○補助金額等

補助金額は、補助金の対象となる経費の額に応じて、次の金額となります。

補助対象経費	補助金の額		
	古民家	古民家のうち、歴史的景観形成地区等にあるもの	古民家のうち、歴史的建築物
500万円以上 1,000万円未満	250万円	250万円	250万円
1,000万円以上 1,500万円未満	333万円	400万円	400万円
1,500万円以上		500万円	500万円

- ※1 補助対象経費は、古民家を再生し、地域交流施設等又は賃貸住宅として活用するための改修工事費です。また、古民家をコワーキングスペースとして活用する場合は、事務機器取得費（OA機器、デスク、椅子、キャビネット等の取得費）が対象となります。（改修工事費が500万円以上であるときに限り、上限100万円。）
- ※2 補助金対象経費は、兵庫県古民家再生促進支援事業の改修工事費助成の対象となるものに限りま。
- ※3 申請のあった年度の3月31日までに、事業を完了し、実績報告書を提出する必要があります。
- ※4 歴史的景観形成地区とは、市景観条例に基づく市街地景観形成地区をいいます。

○補助金の対象となる方

補助金の対象となる方は、古民家を再生し活用するために改修する方で、兵庫県古民家再生促進支援事業の改修工事費助成を受ける方です。

- ・上記にかかわらず、次のいずれかに該当する方は、補助金の対象者にはなりません。
 1. 市税を滞納している方
 2. 暴力団員に該当する方
 3. その他市長が不相当と認める方

○補助金の対象となる古民家

- ・古民家とは 築50年以上経過した住宅で、次のすべての要件を満たすものをいいます。
 1. 軸組構法で造られたもの
 2. 接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
 3. 筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
 4. 主要な壁は、土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
 5. 屋根は、和瓦または茅葺き等伝統的素材を用いたもの
- ・歴史的建築物とは 古民家のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。
 1. 県景観条例に基づく景観形成重要建造物
 2. 市景観条例に基づく市街地景観重要建築物

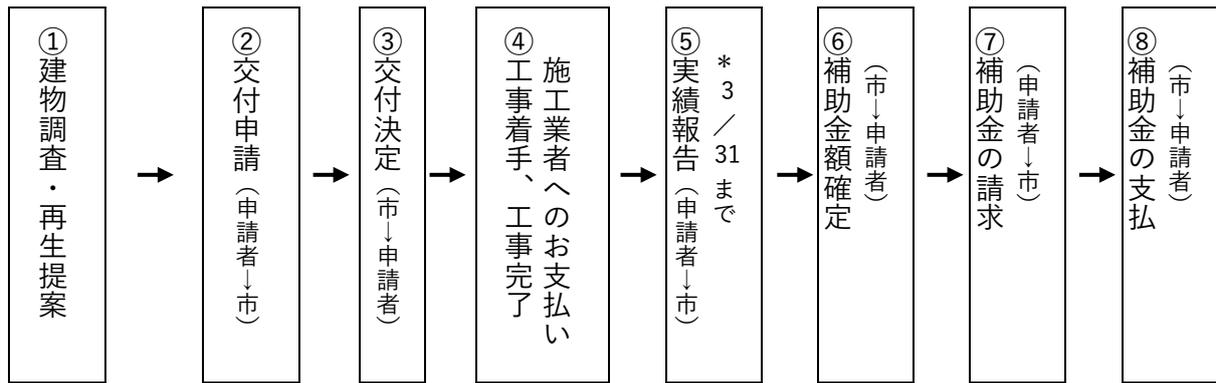
- ・補助金の対象となる古民家は、次のすべての要件に該当するものです。
 1. 交付申請時において、空家である期間が6か月以上の空家であること。
 2. 兵庫県古民家再生促進支援事業等の建物調査を実施し、再生提案または自主提案を実施したものであること。
 3. 改修後、10年以上地域交流施設等（地域活動又は交流の拠点、宿泊体験施設及び店舗等の地域活性化に資する施設）または賃貸住宅として活用されるものであること。
 4. 改修後に下記に定める耐震基準を満たすもの、又はその他の措置により改修建築物の利用者等の安全が確保されるものであること。

※ 耐震性の基準

耐震診断区分		用途	耐震基準
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	不特定多数の者が利用する施設	上部構造評点が1.0以上
		上記以外	上部構造評点が0.7以上
(2)	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての施設	構造計算により安全性が確かめられること。
(3)	上記(1)又は(2)に掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての施設	上記(1)又は(2)に掲げる耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

5. この補助金のほかに、国または地方公共団体から、この補助金の対象工事と同一の部位に対して補助を受けないものであること。（兵庫県古民家再生促進支援事業の改修費補助を除く。）
 6. 賃貸住宅に改修する場合は、歴史的景観形成地区等の区域内にあること。
 7. 歴史的景観形成地区等の区域内にあるものを改修する場合は、市街地景観の整備に関する基準に適合すること。
 8. 市街地景観重要建築物を改修する場合は、保存整備基準に適合すること。
- ・上記にかかわらず、次のいずれかに該当する古民家は、補助金の対象にはなりません。
 1. 土砂災害特別警戒区域にあるもの
 2. 地すべり防止区域にあるもの
 3. 急傾斜地崩壊危険区域にあるもの
 4. 災害危険区域にあるもの
 5. 津波災害特別警戒区域にあるもの
 6. 建築基準法、都市計画法、旅館業法、農地法その他の法令に適合していないものまたは改修後に適合する見込みがないもの
 7. 赤穂市都市景観形成助成金を受けるもの
 8. 国指定文化財、兵庫県指定文化財及び市指定文化財
 9. 過去に、この補助金を受けたもの
 10. その他市長が不相当と認めるもの

○補助金の申請方法



事業(工事)の契約及び着手前に、申請書類を都市計画課建築係へ提出し、交付決定を受けてください。
申請書類の様式は、市のホームページからダウンロードいただくか、都市計画課建築係の窓口で配布しています。また、補助申請にあたっては、建物調査と再生提案（または自主提案）が必要となります。

○建物調査・再生提案について

兵庫県とひょうご住まいのサポートセンターでは、専門家を無料で派遣し、建物調査・再生提案を行っています。申込方法等の詳細については、ひょうご住まいのサポートセンターのホームページをご覧ください。また、下記までお問い合わせください。

ひょうご住まいのサポートセンター（TEL 078-360-2536 ※建物調査・再生提案に関すること）

○申請書類について

・交付申請

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 事業費内訳表（様式第3号）
- 見積書の写し
- 建物図面等（付近案内図、配置図、平面図（改修前後）その他改修工事内容が確認できる図書）
- 現況写真
- 誓約書（様式第4号）
- 耐震性能確認書（様式第5号）
- 承諾書（建物所有者と申請者が異なる場合に限る。）（様式第6号）
- 建物調査報告書の写し
- 再生提案報告書の写し又は自主提案書（様式第7号）
- 建物の所有者が確認できる書類
- 申請者の市税納税証明書
- その他市長が必要と認める書類

・実績報告

- 補助事業実績報告書（様式第14号）
- 工事請負契約書及び領収書の写し
- 工事写真
- 耐震改修工事実施確認書（耐震改修工事が必要な場合に限る。）（様式第15号）
- 事例等掲載意向確認書（様式第16号）
- その他市長が必要と認める書類
- 補助金請求書（様式第18号）